# 江田島市農業委員会「農地利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年4月24日 江田島市農業委員会 会長 小原 正清

#### 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、3 期目の活動が始まった。

江田島市は、急峻な地形に農地が点在しているため、小規模零細な経営が展開され依然として、高齢化と後継者不足により農業生産が縮小するとともに、遊休農地が拡大するなど農業環境にも影響を及ぼしている。

特に果樹の栽培を中心とした地域では、遊休農地の発生と耕作放棄地が増加していることから、その発生防止・解消に努めていく一方で、園芸作物を中心とした地域では農業を担う者への農地利用の集積・集約化を重点におき農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から地域の強みを活かしながら、活力ある地域農業を築くため法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、江田島市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行いそれに合わせて令和 8 年までの目標を設定する。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」 (平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく 「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

#### 2 農地の現状と課題

江田島市は、総面積 100.70 k㎡で広島県南西の広島湾に浮かぶ複数の島々で構成され、広島市からは南に 7.5 km、呉市から西に 6 kmの位置にあり、平均気温 16.2℃と温暖で年間合計降水量は 1、421mm と雨の少ない瀬戸内海気候を活用して柑橘類・花・野菜(きゅうり・トマト等)の栽培が盛んで、近年ではオリーブやレモンの産地化に取組んでいる。

また、先進農家のアドバイスを受けながら市が用意した研修ハウスで、研修生自らが栽培する野菜(きゅうり)研修も実施しており、認定新規就農者の育成にも努めている。花卉の研修生についても、先進農業者のビニールハウスで一緒に栽培しながら研修を受けており、令和5年度末に研修を終了し、就農した。しかしながら、農業従事者の高齢化・後継者不足に歯止めが効かず、2020年の調査では総農家数は179戸で、5年前に比べて98戸(35.3%)減少した。

農業者の高齢化等や有害鳥獣の被害増加に伴い耕作面積も減少傾向にあり、この指針を作

成した平成 29 年 10 月においては 667ha あった管内の農地面積も令和 6 年 4 月時点では、515ha で、152ha(22.8%)の面積が減少している。

このことからも、地域を取り巻く農業環境は厳しくなっており、課題を解決するためにも、 守るべき優良な農地を選定し、遊休農地化、再生困難農地となる前に農業を担う者への農地 集積・集約化を進める必要がある。

## 具体的な目標と推進方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標 ▲1.6ha(令和6年度)(令和5年度の遊休農地面積7.9ha、当初の目標値20%減)

## (2) 農地利用の最適活動を行い遊休農地の発生防止・解消を行う

① 農業委員と推進委員による農地パトロール(利用状況調査も含む)と利用意向調査 を的確に実施することで農地の状況を把握し、利用できる遊休農地は農地中間管理機 構等を活用して農業を担う者への農地集積・集約化を進める。

なお、従来から行っている農地パトロールは、地域農業者と連携し、遊休農地化する前に農業を担う者へ農地を繋ぐ。

② 利用状況調査と同時期に実施する「遊休農地調査」によって、再生利用困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い利用可能な農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標 担い手への農地利用集積率 5.0% (管内後面積 515ha に対する集積面積 25.8ha)

## (2) 担い手への農地利用の集積から農業を担う者への集約へ向けた具体的な推進

① 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正によって、これまで取り組んできた「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、農地を集積していくことを主な目的としていたが、それを一歩進め農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点をおく。

「集約」という言葉が意味するとおり、今後は分散している農地を面的に集め、農地 の利用効率を向上させることが重要になる。

② 「地域計画」の作成・実行について

「地域計画」では、新たに 10 年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する。農業委員会はこの目標地図の素案を作成することとなっているので、これまで以上に優良農地の情報を把握することが大切になる。

③ 関係者による「協議の場」の設置 人・農地プランの実質化にあたって実施してきた「地域の話し合いの場」が基本とな

- り、地域農業の将来について話し合う「協議の場」を設ける。
- ・現状の把握、情報の共有
- ・10年後の地域農業の在り方を語る・決める。
- ・地域農業の在り方を決めた理想へ向かう手段を決める。
- ④ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、農業を担う者の意向に即した農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用と併せて地域農業の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、その地域の特性に応じた取り組みを推進する。

認定新規就農者等の生産基盤を確保するため、参入可能な農地のリスト化を進め、農地所有者に対する調整活動を含め農地の流動化を強化する。

#### 3. 新規参入の促進について

## (1) 新規参入の促進目標

新規参入目標:個人法人とも2経営体。

新規参入面積目標:個人 0.2ha、法人 5.0ha

(新規参入者の「個人」は認定農業者に相当する営農を行うものを想定。

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の冷え込みにより、農業に対する評価の高まりから今後新規参入者が見込まれるものの、未経験者が容易に参入し、経験を経た後に独立できるよう環境づくりを行う。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り受け意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて相談会等を実施する。しかしながら、大規模な調査等開催は困難なため、利用促進を行うエリアを限定し、個別訪問等調査方法工夫して実施する。

#### ②新規就農説明会、農地相談等への参加について

市、県、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、市、 県と協力し、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により、地域農地の遊休化が深刻な地域について、 農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図る とともに、後見人等の役割を担う。